

普天間飛行場への外来機の飛来による騒音被害に関する意見書

宜野湾市民は戦後 70 年余もの長い間、米軍機騒音を初めとする普天間飛行場から派生するさまざまな基地被害に苦しみながら生活を続けている。

平成 8 年の日米両政府による普天間飛行場の全面返還の合意から既に 23 年が経過しているが、いまだにまちのど真ん中に存在し、その危険性は放置され続けている。その間、平成 16 年 8 月 13 日には沖縄国際大学への米軍 CH-53D への墜落炎上があり、平成 29 年 12 月 13 日には米軍 CH-53E への窓が普天間第二小学校のグラウンドへ落下するという市民の生命・財産を脅かす重大事故が発生しており、市民の不安、不信感は頂点に達している。

このような中、F-35 や F/A-18 のジェット戦闘機を初めとする外来機の普天間飛行場への飛来が相次いでおり、昨年 11 月には 216 回、12 月には 135 回、今年 1 月には 378 回の飛来が確認されている。その影響で、市内では最大 120 デシベル超の騒音が何度も測定され、市民の生活や健康が脅かされており、市民の安全より軍事訓練が優先される危険な状態に市民の怒りは既に限界に達している。

本市議会としても、相次ぐ事故やトラブル等に対し、原因究明と再発防止策の徹底を再三再四強く申し入れているにも関わらず、外来機の飛来により騒音が相次いでいることに対し強い憤りを禁じ得ない。

よって本市議会は、9 万 8,000 人余の市民の尊い生命や財産を守るために、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還と危険性除去及び騒音被害を初めとする基地負担の軽減について、下記の事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 一． 普天間飛行場への外来機の飛来禁止、常駐機の騒音防止協定の厳格な遵守及び夜間飛行、住宅地上空における旋回飛行を中止すること。
- 一． 普天間飛行場を絶対に固定化せず、一日も早い閉鎖・返還を実現すること。
- 一． 普天間飛行場の危険性除去及び負担軽減について、目に見える形で着実に実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 2 月 26 日

沖縄県宜野湾市議会